

議案第9号

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月25日 提出

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（予算で定めるべき資産の取得及び処分）</p> <p>第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が<u>70,000千円以上</u>の不動産又は動産の<u>買入れ</u>又は譲渡（土地については1件<u>10,000平方メートル</u>以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を得てする賠償責任の免除）</p> <p>第2条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>第8項の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>（予算で定めるべき資産の取得及び処分）</p> <p>第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が<u>20,000千円以上</u>の不動産又は動産の<u>買入</u>又は譲渡（土地については1件<u>5,000平方メートル</u>以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を得てする賠償責任の免除）</p> <p>第2条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(理由)

地方公営企業法の規定による予算で定めるべき資産の取得及び処分について、類似団体及び構成団体の例を勘案して、予定価格等の見直しを行うものである。